

●令和6年度 農政事業概要

未来へと続く種を蒔く、農業日本一を目指す魚沼市！ ～ 魚沼市の農業を支えるあなたを全力でサポートします！

No	支援を受けたい事項	具体的な内容	キャッチ	説明	対応する事業	担当係	事業の特徴
1	経営規模の拡大を図りたい	耕作地を拡大したい	① 農地バンクを通じ担い手に農地を集める	農地集積・集約した地域に対し10アールあたり1万円から3万4千円の協力金が支払われます	地域集積協力金	企画係	○実質化した人・農地プラン策定地域等において、まとまった農地を農地中間管理機構（農地バンク）に貸付け、担い手への農地集積・集約化を図る場合に協力金を交付します。 ・交付単価：10aあたり1.0万円～3.4万円（農地バンク活用率による）
			② 小さな複数枚の田んぼを1枚の田んぼ（10アール以上）にまとめる	工事費の3分の1（上限額が決められています）を支援します。	小規模農地基盤整備事業	農林整備課 農地係	○21ほ場以上の区画に分かれたほ場を1ほ場にまとめ、10a以上の区画に拡大する工事に對して、支援を行います。 補助額：対象経費の1/3以内（1,000円未満は切捨て）次の金額を上限 ・事業完了後の区画面積1aあたり 9,000円 ・暗渠排水施設工事1mあたり230円
			③ 給与月額を支援	新たにU・Iターン者を正規雇用した事業者にと月あたり3万円補助します。	U・Iターン正規雇用促進事業	商工課 商工係	○U・Iターン者を正規雇用する事業者に対して、給与月額の一部を補助します。 ・補助額：1月あたり30,000円以内 新規受付は令和7年3月末で終了。
	新しく人を雇いたい	④ 農作業用車両の購入費を支援	新たにU・Iターン者を正規雇用した農業法人に購入費の3分2（上限額50万円）を補助します。	雇用体制整備支援	企画係	○農地所有適格法人等がU・Iターン者を新たに雇用する場合、農作業・通勤等使用する農業用車両の購入費の一部を補助します。 ・補助額：2/3以内（上限50万円）	
		⑤ 外国人の受け入れ支援	初期費用の3分の2（上限1人あたり15万円）を補助。	外国人農業人材受入支援	企画係	○受け入れに伴う初期費用の一部を補助します。 ・対象経費の1/2以内（上限1人あたり15万円）	
		⑥ 地域農業のお手伝い	市民が主体となり農作業（草刈り、農薬散布等の中間管理作業が対象）を行う団体の経費を年間10万円まで支援します。	農業応援元気づくり事業	企画係	○持続可能な地域営農活動を図るため市民が主体となって行われる効果的事業を行う団体に経費の一部を補助します。 ・補助額：10/10以内（上限10万円/年）	
2	経営の安定化を図りたい	水稲経営を安定させたい	⑦ 安定した水稲経営を図る	国による制度を活用し農業経営の安定化を図ります。 ○水田活用の直接支払交付金 ○畑作物の直接支払交付金（ゲタ） ○収入減少影響緩和対策（ナラシ）	経営所得安定対策事業	振興係	○水田活用の直接支払交付金 水田の活用による自給率向上を図るため、水田で麦、大豆、飼料用米、加工用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付します。 ○畑作物の直接支払交付金（ゲタ） 水田・畑作共通で対象作物を作付けた場合、数量払として収穫量に応じて助成されます。 ・対象作物：そば、大豆、なたね等 ○収入減少影響緩和対策（ナラシ） 米価が下落した際に収入を補填する制度。
			⑧ 水稲作作者の相互協力	加入農業者の協力金と市からの補助金により、加入農業者の支援を行い魚沼産コシヒカリの品質と価格を守ります。	魚沼市米需給調整独自支援	振興係	○加入農業者からの協力金と魚沼市からの補助金により、水田において支援対象作物を作付けた面積、または、取組等を行った面積に応じて加入農業者に補助します。（詳細は別紙参照）
			⑨ 水田の借地料を支援	一定の規模を有する担い手の水田に対する借地料を10アールあたり1,500円補助します。	担い手農業経営継続緊急支援	企画係	○一定の規模を有する担い手の有償農地に対し、借地料の一部を補助します。 ・補助額：水田10aあたり1,500円（優良モデル農業経営体は2,000円）
			⑩ （新）収入保険等の保険料を支援	収入保険及び水稲共済品質方式の保険料等の一部を補助します。（上限10万円）	収入保険等加入促進事業	振興係	○支払った保険料の3分の1を補助します。（令和6年度、7年度1回限り）
	販路を拡大したい	産地PRをしたい	⑪ 展示会への出展を支援	出展料や広告宣伝費など費用の2分の1（上限額15万円）を支援します。	展示会等販路開拓・拡大支援事業	振興係	○展示会等への出展に対する経費（出展料、広告宣伝費、旅費等）の一部を補助します。 ・補助額：1/2以内（上限15万円）
			⑫ 農産物等の産地PRを支援	市産農産物等の産地PRに係る広告宣伝費等費用の2分の1（上限額25万円）を支援します。	産地PR支援事業	振興係	○市内で生産された農産物、水産物、林産物又は畜産物を通じた産地（魚沼市）の情報発信、宣伝等（個別商品等の宣伝に要する経費は除く。）に要する経費の一部を補助します。 ・補助額：1/2以内（上限25万円）
			⑬ 商品開発を支援	パッケージデザイン料など新商品の開発にかかる費用の2分の1（上限額50万円）を支援します。	魚沼ブランド創出支援事業	振興係	○魚沼市産農産物を活用した商品開発にかかる経費（原材料費、機械装置等購入費、調査分析、パッケージデザイン料等）の一部を補助します。 ・補助額：1/2以内（上限50万円）
	6次産業化に取り組みたい	生産資材費等の負担軽減を図りたい	⑭ 高騰する農業用肥料費等を支援	肥料購入費及び飼料費、燃料費の一部を補助。 水稲：1,500円/10アール 園芸：2,500円/10アール 畜産：12,500円/頭 （上限各品目50万円）	農業用肥料等高騰対策支援事業	企画係	○肥料購入費及び飼料費、燃料費の一部を補助します。 水稲：1,500円/10a 園芸：2,500円/10a 畜産：12,500円/頭 （上限各品目50万円） （令和6年度で終了）
			⑮ 春作業を遅れなく進める	機械除雪及び消雪促進剤の散布に伴う費用の2分の1（上限額あり）を補助。	消雪促進対策事業	企画係	○機械除雪及び消雪促進剤の散布に伴う費用の一部を補助します。※4月1日現在の積雪基準あり ・補助額1/2以内（上限額あり） ・機械除雪委託料・借上料 ・燃料費 ・資材費
			⑯ 水不足による農作物被害を最小限に	地域の水利を管理する農家組合等の団体が行うかん水用井戸・機械設置等に要する経費の一部を補助	農作物渇水対策事業	企画係	○地域の水利を管理する農家組合等の団体が行うかん水用井戸・機械設置等に要する経費の一部を補助します。 ・井戸の借用 10/10以内 ・送水管設置・揚水施設等購入・借上げ 6/10以内 ・ポンプ、タンク購入、借上 7.5/10以内 運転 5/10以内

3	生産性の向上を図りたい	農作業機械の更新・新規購入をしたい	① 国県の事業を活用した農業用機械等の整備	人・農地プランの中心経営体等に、農業用機械等購入費用の一部を補助。※事業により補助率が変動	国県補助事業	企画係	○人・農地プランの中心経営体等に、農業用機械等購入費用の一部を補助します。 (国県補助) ・補助額：1/2～3/10以内(事業により補助率が変動) ※別途規模拡大や販売額増の成果目標要件あり。国補助事業は採択に際しポイント国で定めたポイント制にて、採択
				上記事業を活用した場合、市が10分1(上限100万円)を支援します。	営農発展支援	企画係	○上記補助金について、市の上乗せによる補助をします。 ・補助額：1/10以内(上限100万円)
			⑬ 園芸・果樹の収益力の向上を支援	機械・器具等の整備費の2分の1(上限50万円)を補助。	高収益作物支援	企画係	○園芸・果樹等の収益力向上につながる機械・器具の整備に係る1件の購入価格(税抜き)が10万円以上の経費の一部を補助します。 ・補助額：1/2以内(上限50万円)
			⑭ (拡充)市が独自に行う農業用機械等の整備支援	中山間直払制度の集落協定や、経営面積が5ha以上の市内農業経営者の農業用機械等購入の10分2(上限額200万円)を補助します。	集落営農・担い手支援事業	企画係	○中山間直払制度の集落協定や、人・農地プラン中心経営体等に、農業用機械等購入の一部を補助します。新たに寒冷紗、スプリンクラー等の高温被害防止のための資材購入も対象とします。 ・補助額：2/10以内(上限200万円) (優良モデル農業経営体は2.5/10以内) ・補助要件：①経営面積が5ha以上の市内に住所を有する中心経営体。②市税の滞納のない者。③概ね今後10年間地域の担い手として営農継続する者。 ※成果目標なし。
	スマート農業に取り組みたい		⑮ (新)農業関係融資に対する利子補給	農業用機械購入等の営農継続を目的とした融資に対し、利息の一部を助成します。	農業継続支援利子補給金	企画係	○金融機関が貸付ける融資の利息を2%を上限に助成します。(融資開始から3年間まで)
			⑯ スマート農業用機械等の導入支援	スマート農業機械設備等を使用し農作業受託を受ける団体に対し、スマート農業機械設備等の導入に要する経費の3分2(上限額600万円)を補助します。	スマート農業用設備等導入事業	企画係	○スマート農業機械設備等を使用し農作業受託を受ける団体に対し、スマート農業機械設備等の導入に要する経費の一部を補助します。 ・補助額：2/3以内(上限600万円)
4	農業経営を新たに始めたい	新規就農したい	⑲ 農業をはじめ	地域の担い手と認められた50歳未満の独立・自営就農者に対して年間150万円(最長3年)支援します。	農業次世代人材投資資金(経営開始型)	企画係	○地域の担い手と認められた50歳未満の独立・自営就農者に対して支援します。 ・経営発展支援：3/4以内(上限750万円) ・経営開始資金：年150万円(最長3年)
			⑳ 農業を学ぶ	農業大学校・農業法人や指導農業士の下で実施する研修受講料、旅費、宿泊費等を2分の1(上限額10万円)補助します。	新規就農者研修支援	企画係	○農業大学校・農業法人や指導農業士の下で実施する研修受講料、旅費、宿泊費等を補助します。 ・補助額：1/2以内(上限10万円)
			㉑ 農業でくらす	新規就農者に営農活動及び家賃等にかかる費用を補助します。※上限額が決められています	新規就農者援助事業	企画係	○新規就農者に営農活動及び家賃等にかかる費用を補助します。 ・営農活動：10/10以内(上限30万円) ・家賃支援：10/10以内(空き家月5万、公営住宅月2万)
		㉒ 農業を継ぐ	中心経営体等の後継者が継承後の経営発展に関する計画を策定・取組を行う場合100万円まで補助します。	経営継承・発展等支援事業	企画係	○中心経営体等の後継者が継承後の経営発展に関する計画を策定・取組を行う場合に補助します。 ・補助額：10/10以内(上限100万円)	
5	環境保全型農業に取組みたい	有機農業の取組を拡大したい	㉓ 環境にやさしい農業を取組みたい	化学肥料、化学合成農薬の使用を原則5割以上低減する栽培と合せて行う取組に対して、支援を行います。	環境保全型農業直接支払交付金	企画係	・化学肥料、化学合成農薬の使用を原則5割以上低減する栽培と合せて行う取組に対して、支援を行います。
			㉔ (拡充)有機JAS認証やGAPの取組を支援	加入農業者の協力金と市からの補助金により、環境調和型農業を推進するため、有機JAS認証、GAP認証の取組、有機センター堆肥の活用に対して補助します。	魚沼市米需給調整独自支援	振興係	○任意加入である独自支援制度加入者に対して助成します。 ・有機JAS認証者、GAP認証者の取組面積10アールあたり2,500円 ・有機センター堆肥購入10アールあたり1,500円
6	遊休農地の解消を図りたい	遊休農地を解消したい	㉕ 耕作していない農地を有効に活用したい	農地の保全、遊休農地等解消対策として景観作物を植栽する場合、10アールあたり2万円を支援します。	景観作物植栽事業	企画係	○農地の保全、遊休農地等解消対策として景観作物を植栽し、さらには観光誘客につなげることを目的としています。 ・補助対象者：市内に住所がある団体 ・補助額：10/10以内(10aあたり上限2万円)
7	有害鳥獣による農作物等への被害防止を図りたい	電気柵の設置による鳥獣被害を防止したい	㉖ 野生鳥獣による農作物被害の軽減を図りたい	鳥獣被害対策として自治会等が侵入防止柵、追い払いの資材費の一部を補助します。	獣害対策電気柵整備事業費補助金	振興係	○野生鳥獣による農作物被害等を防止し、安心安全な生活を確保するため、鳥獣被害対策として設置する侵入防止柵、追い払いの資材費の一部を補助します。 ・補助対象者：自治会等 ・補助額：電気柵 3/4以内(上限50万円) 追い払い資材 3/4以内(上限10万円)
			㉗ 野生鳥獣を捕獲し農作物被害を減らしたい	有害鳥獣による農作物等の被害を防止するため、新規に狩猟免許等を取得し市が実施する有害鳥獣捕獲に協力できるものに対して一人当たり54,000円を上限に補助します。	有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保補助事業	振興係	○狩猟者人口の減少・高齢化が進む中、有害鳥獣による農作物等の被害を防止するため、新規に狩猟免許等を取得する方に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。 ・補助対象者：市内に住所を有し、市が実施する有害鳥獣捕獲に協力できる人 ・補助額：一人当たり54,000円を上限